

令和５年度 テールゲートリフター特別教育研修受講助成要領

1. 事業趣旨

一般社団法人兵庫県トラック協会（以下「兵ト協」という。）が、会員事業者に対しテールゲートリフター特別教育研修受講に要する費用の一部を助成することにより、労働災害防止対策等を図ることを目的とする。

2. 助成対象

会員事業者の従業員等（兵庫県内営業所に所属する者に限る。）が労働安全衛生規則等に定められた講習を実施する機関主催のテールゲートリフター特別教育研修を令和５年４月１日以降に受講し会員事業者が支払った費用とする。

3. 交付額及び上限等

テールゲートリフター特別教育研修受講者１名につき５,０００円とし１事業者４名を限度とする。

※ 受講料（税抜き）が助成額を下まわる場合は受講料（税抜き）を上限とする。

4. 申請書及び助成金の請求

テールゲートリフター特別教育研修受講料助成金申請書（様式１）、テールゲートリフター特別教育研修修了者名簿（様式２）、テールゲートリフター特別教育研修修了者在職証明書（様式３）に必要事項を記入し、次の（１）～（２）の書類を添付して兵ト協へ提出する。

（１）講習修了に関する証明書の写し

（２）支払領収書等の写し

5. 申請受付期間

令和５年１２月１８日～令和６年２月１５日

※ 上記期間中であっても助成額が予算枠に達した時点で受付を修了する。

6. 申込み・問い合わせ先

（一社）兵庫県トラック協会 総務部

〒６５７－００４３ 神戸市灘区大石東町２－４－２７ TEL：０７８－８８２－５５５６